

救護施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

救護施設条例（昭和37年岩手県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。